学校法人　佑愛学園

役員及び評議員の報酬等規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人佑愛学園（以下「法人」という。）の役員・評議員（ただし、いずれも学校法人佑愛学園の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の報酬、手当、退職金等に関し必要事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、報酬等とは、役員及び評議員としての役務に対する給与であって、職員の旅費に関する規程等に基づき実費として支給される旅費は含まない。

（報酬等）

第３条　役員の報酬月額は、次のとおりとする。

（１）理事長　　300,000円

（２）理事・監事　10,000円

２ 評議員の手当は次のとおりとする。

会議出席日当 １日 10,000円

（日割計算）

第４条　新たに役員となった者には、その日から報酬等を支給する。

２　役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

３　役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

４　第１項又は第２項の規程により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、職員の給与に関する規程第５条の規程を準用して日割りによって計算する。

（退職金）

第５条　役員が退任した時は、在任期間に関わらず、原則、退職金を支給しない。ただし、在任中、特に功労のあった者に対して慰労金を支給することがある。慰労金の支給額は、理事長が決定する。

（費用）

第６条　役員及び評議員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、請求に応じて支払う。

２　役員及び評議員が通勤に要する交通費は、職員の給与に関する規程に準じて支給する。

３　役員及び評議員が法人業務のため国内外に出張する場合は、職員の旅費に関する規程

に準じて支給する。

（報酬等の支給方法）
第７条　役員及び評議員の報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただしその日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。
２ 月の中途において就任又は退任した場合は、月額を支給する。

（予算の区分）
第８条　役員及び評議員の報酬等の支給は、法人本部にかかる予算から支出する。

（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が定める。

（その他）
第１０条　この規程に定めるほか、役員及び評議員の報酬等について必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附則

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
２　「理事・監事及び評議員の費用弁償に関する規程」（昭和６３年４月２８日施行）は、廃止する。
３　この規程は、平成２６年８月１日から施行する。

附則

１　この規程は、令和３年９月１日から施行する。
２　平成２６年８月１日施行の役員及び評議員の報酬等規程は、廃止する。